

低入札価格調査制度の導入について（お知らせ）

総合評価方式を適用する工事契約の入札において、従来の最低制限価格制度に代え、低入札価格調査制度を新たに導入します。

1 低入札価格調査制度とは

基準となる価格（調査基準価格）を下回った入札について、契約内容に適合した履行が確保されること及び公正な取引の秩序を乱すおそれがないことの調査を行い、落札予定者を決定する制度です。

なお、別途設定する失格基準に満たない場合は、失格となります。

2 対象となる工事

総合評価方式を適用する下記の工事

- ・ 建築工事（予定価格 9,000 万円以上）
- ・ 土木工事（予定価格 5,000 万円以上）
- ・ 設備工事（予定価格 4,000 万円以上）
- ・ 造園工事（予定価格 5,000 万円以上）

3 調査基準価格及び失格基準について

別紙のとおり

4 価格評価点について

入札価格が調査基準価格以上の場合

$$200 \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}\right)$$

入札価格が調査基準価格未満の場合

調査基準価格を下回る部分については、価格評価点と技術評価点のバランスを維持するため、加算する評価点を縮小します。

$$200 \times \left(1 - \frac{\text{調査基準価格}}{\text{予定価格}}\right) + 200 \times \frac{\text{調査基準価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格}} \times 0.1$$

5 調査について

失格基準価格以上、調査基準価格未満で入札をした者のうち、評価値が最も高い者については、積算根拠、低価格で入札する理由などに関して書類を提出していただき、併せてヒアリングを実施します。

6 適用

平成 30 年 4 月 1 日以降に公告する案件に適用します。

《問い合わせ先》

八王子市財務部契約課 工事契約担当

042-620-7215（直通）

調査基準価格及び失格基準について

① 調査基準価格及び失格基準価格の設定及び公表の方法

	調査基準価格	失格基準価格
設定方法	次の合計額 直接工事費×97% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×55% (予定価格の85%～2/3の範囲内、 端数は切捨てる。)	次の合計額 直接工事費×85% 共通仮設費×80% 現場管理費×80% 一般管理費×55% (予定価格の85%～2/3の範囲内、 端数は切捨てる。)
公表方法	価格を事後公表	価格を事後公表

② 工事成績失格基準

調査対象となった入札参加者が、過去1年間において改善指導を受け改善計画書を提出した場合であっても、同者を失格とします。(改善指導： Eランク(60点以上70点未満)、Fランク(60点未満)の評定点)